

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後、本人の都合により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

No.	退職時期による返還するコンサルティング手数料	
1	紹介後 30 日以内に雇用契約が終了した場合	80%
2	紹介後 30 日超 60 日以内に雇用契約が終了した場合	50%
3	紹介後 60 日超 90 日以内に雇用契約が終了した場合	10%

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

[ここに入力]